

「帯広市都市公園（北地区）」指定管理者の指定結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者を指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
東公園	帯広市東 11 条南 12 丁目
中央公園	帯広市西 3 条南 7 丁目
あづさ公園	帯広市西 16 条北 2 丁目
工団第 1 公園	帯広市西 20 条北 2 丁目
津田公園	帯広市西 23 条南 2 丁目
伏古別公園	帯広市西 21・22 条南 1 丁目
十勝川公園	帯広市東 4 条北 1 丁目
工団緑地第 1 号	帯広市西 19 条北 1 丁目 9
工団緑地第 2 号	帯広市西 19 条北 1 丁目 16
工団緑地第 3 号	帯広市西 19 条北 1 丁目 1
工団緑地第 4 号	帯広市西 20 条北 1 丁目 17
工団緑地第 5 号	帯広市西 20 条北 1 丁目 1
工団緑地第 6 号	帯広市西 21 条北 1 丁目 9
工団緑地第 7 号	帯広市西 22 条北 1 丁目 12
工団緑地第 8 号	帯広市西 22 条北 1 丁目 2
工団緑地第 9 号	帯広市西 23 条北 1 丁目 3
工団緑地第 11 号	帯広市西 23 条北 2 丁目 17
工団緑地第 12 号	帯広市西 24 条北 2 丁目 5
工団緑地第 13 号	帯広市西 24 条北 2 丁目 5
工団緑地第 14 号	帯広市西 24 条北 2 丁目 5
工団緑地第 15 号	帯広市西 25 条北 2 丁目 2
工団緑地第 16 号	帯広市西 25 条北 2 丁目 2
工団緑地第 17 号	帯広市西 25 条北 2 丁目 2
工団緑地第 18 号	帯広市西 21 条北 1 丁目 14
工団緑地第 19 号	帯広市西 19 条南 1 丁目 4
発祥の地公園	帯広市東 9 条南 4 丁目
中島公園	帯広市東 3・4 条南 2 丁目
十勝川水系河川緑地	十勝川及び札内川の一部 帯広市大通・西 1 条北 1・2 丁目

2 指定管理者

帯広市東 5 条南 7 丁目 1 番地 3

株式会社ケイセイ

代表取締役 佐野 公彦

3 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで